安保法制違憲かながわ訴訟

**公正判決要請署名**

２０１５年９月１９日成立、翌１６年３月２９日施行の安全保障関連法（安保法制）は、日本国憲法が認めていない集団的自衛権の行使を憲法の下位規範である法律で容認するという明らかな憲法違反の法律です。これに対し、北海道から沖縄まで全国で２５件、７６９９名の原告が違憲性を問う裁判を提起し、この神奈川の地でも２０１６年９月１６日、２５４名（追加提訴を合わせて合計４２２名）の原告が横浜地方裁判所に提訴し、御庁で審理されております。

先行している事件では、残念ながら憲法判断を回避した型通りかつコピペの棄却判決が続いております。しかし、御庁では、全国に先がけて宮﨑礼壹元内閣法制局長官、青井末帆学習院大学教授、今井高樹日本ボランティアセンター（ＪＶＣ）代表理事、半田滋東京新聞編集兼論説委員の４名もの証人を採用され、違憲性と危険性を、原告本人４名からは市民の安全な生活と人権をおびやかす危険性を直接その耳でお聴きいただいたところです。

立法と行政が憲法を無視、軽視しているこの国の現状で、国民・市民が憲法の番人である司法に求める想いは従前にも増して強くかつ必死なものがあります。

　御庁におかれては、その想いに正面から真摯に向かい合い、憲法判断に踏み込んだうえ、公正な判決を言い渡されるよう強く要請致します。

**横浜地方裁判所第４民事部　御中**　　　　　　

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 住所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

(送付先・連絡先　〒231-0023　横浜市中区山下町207番地2　関内ＪＳビル6階　桜木町法律事務所)